

令和4年度 三原市放課後児童クラブ

入会申込・利用の手引



入会申請にあたっては、
本書の内容を了承された
ものとして受付します。
必ずご一読ください

昨年度とのおもな変更点

① 運営時間の延長について（土曜日以外。2ページ参照）

土曜日以外の終了時間の延長（終了時間18：00から30分間の延長）を実施します。

② 気象情報発令時の運営変更（4ページ参照）

避難情報発令（警戒レベル3以上）で休所（避難情報発令地区のクラブのみ）となります。←警報発令のみの時は開所となります。必ず保護者の送迎が必要です。児童のみで登降会は絶対にできません。

入会申込について

入会希望月	4/1～ (新年度の春 休みを含む)	5/1～	6/1～	7/1～	7/21 又は 8/1～ 8/31 (夏休み)	9/1～	10/1～
受付期間	12/1(水) ～ 12/20(月)	3/1(火) ～ 4/8(金)	4/11(月) ～ 5/10(火)		5/11(水) ～ 6/10(金)	7/11(月) ～ 8/10(水)	8/12(金) ～ 9/9(金)

入会希望月	11/1～	12/1～	12/24～ 1/6 (冬休み)	1/5～	2/1～	3/1～	3/26～ 3/31 (春休み)
受付期間	9/12(月) ～ 10/7(金)		10/11(火) ～ 11/10(木)	11/11(金) ～ 12/9(金)	12/12(月) ～ 令和5年 1/10(火)		1/11(水) ～ 2/10(金)

提出するもの

- 令和4年度三原市放課後児童クラブ入会登録申請書
- 雇用証明書／就労（就学）状況申告書
- （必要な方のみ）申立書、手帳のコピー等

提出するところ

- 子育て支援課（市役所 1階⑦番窓口）
- 各支所 地域振興課

★学校ではお預かりできません

※入会申込・利用の手引（この冊子）をよく読み、全てご了承のうえ提出してください。提出にあたっては、内容を全てご了承いただいたものとして取り扱います。

放課後児童クラブ一覧

◆クラブ分けについて

受け入れする児童の学年・人数に応じてクラブの振り分けを行います。入会登録申請書に《希望するクラブ名》の記入欄がありますので、次のとおり記入してください。

小学校区内に複数のクラブがある場合 ⇒ 第〇などは記入せず、代表クラブ名のみ記入

例) ○円一 ×円一第2

附属小学校・三原小学校の方 ⇒ 附属小：駅前

三原小：原則として三原

※振分けの結果駅前になる場合があります。

■附属小学校を受験している新1年生の方■

申請書には小学校欄…「附属小」／希望クラブ欄…「駅前」と記入し、入学される小学校が変更になりましたら、至急、子育て支援課までご連絡ください。

■夏休みの児童クラブの利用について■

保護者の方の責任において送迎のできる場合や、特別な事情（保護者の職場、祖父母の家が近いなど）がある場合は現在通っている学校区外のクラブへの申し込みを可能とします。

■民間の放課後児童クラブ■

★三原小学校区対象

運営事業者は㈱ワタナベミュージックラボです。

入会に関する問い合わせ先：TEL:0848-63-2181

児童クラブ名	電話番号	所在地	場所	定員
I love kids	0848-38-7670	城町一丁目 20-16	通ビル 2階	35

★南小学校、西小学校区対象

各学校から児童クラブへ車で送迎しています。

運営事業者は㈱ULTRA CONSULTINGです。

入会に関する問い合わせ先：TEL:0848-61-3710

児童クラブ名	電話番号	所在地	場所	定員
Kids Garden PEEK-A-BOO	0848-61-3710	宮浦三丁目 15-26	1階	30

【民間の児童クラブの利用について】

公設の児童クラブが入会待機となった後、民間の児童クラブをご利用される場合は公設の児童クラブへの入会申請を辞退していただきますので、ご連絡ください。

	児童クラブ名	電話番号	所在地	場所	定員
1	糸崎放課後児童クラブ	0848-62-3385	糸崎5丁目2番43号	旧糸崎幼稚園内	30
2		0848-62-2288			30
3	三原放課後児童クラブ	0848-64-0102	館町2丁目3番1号	三原小学校内	40
4		0848-64-0117			40
5	駅前放課後児童クラブ	0848-63-4078	城町1丁目18番1号	旧児童館内	40
6	中之町放課後児童クラブ	0848-62-4219	中之町6丁目4番1号	中之町小学校内	60
7		0848-62-4229			40
8	深放課後児童クラブ	0848-63-5781	深町1589番地	深小学校内	20
9	西宮放課後児童クラブ	0848-64-5120	西宮2丁目7番1号	西小学校内	40
10	西宮第2放課後児童クラブ	0848-63-5953			30
11		0848-62-3255			40
12	西宮第4放課後児童クラブ	0848-63-3177	西宮1丁目26番3号	西宮集会所内	30
13	円一放課後児童クラブ	0848-67-6556	円一町2丁目7番2号	南小学校内	60
14		0848-67-6558			60
15	円一第3放課後児童クラブ	0848-64-7170	円一町2丁目1番1号	リージョンプラザ1階	60
16	明神放課後児童クラブ	0848-62-5192	明神1丁目7番1号	明神会館内	70
17		0848-62-5172			25
18		0848-62-5172			20
19	沼田放課後児童クラブ	0848-66-4422	沼田2丁目1番32号	沼田小学校内	20
20	小坂放課後児童クラブ	0848-66-6309	小坂町3553番地	小坂幼稚園内	30
21	沼田東放課後児童クラブ	0848-66-0899	沼田東町片島273番地	沼田東小学校内	48
22		0848-66-1100			40
23	小泉放課後児童クラブ	0848-66-6344	小泉町4840番地1	小泉小学校内	20
24	沼田西放課後児童クラブ	0848-86-3110	沼田西町松江1508番地	沼田西幼稚園内	35
25	須波放課後児童クラブ	0848-63-3805	須波1丁目22番1号	須波小学校内	40
26	幸崎放課後児童クラブ	0848-69-0048	幸崎能地3丁目16番2号	幸崎小学校内	40
27	本郷放課後児童クラブ	0848-86-3522	本郷北3丁目15番1号	本郷小学校内	55
28	本郷第2放課後児童クラブ	0848-86-1616	本郷南6丁目13番9号	旧本郷西老人会館所内	44
29	南方放課後児童クラブ	0848-86-1955	本郷町南方4003番地	本郷西小学校内	38
30		0848-86-1966			38
31		0848-86-1414			20
32	久井放課後児童クラブ	0847-32-8900	久井町下津735番地	久井中学校内	40
33		0847-32-8901			40
34	大和放課後児童クラブ	0847-34-0355	大和町大具2362番地1	大和小学校内	45

※受け入れ人数・学年は令和4年4月予定です。変更等あった場合は別途公表します。

1. 三原市放課後児童クラブ（三原市放課後児童健全育成事業）とは

◆目的

保護者が仕事などで屋間家庭にいない児童を対象に、遊びや生活の場を与え、児童の健全な育成を図ることを目的として設置、運営しています。

◆活動内容

児童クラブには、放課後児童支援員（以下「支援員」）を配置しています。保護者との連携を大切にし、児童の健全育成、保護者の就労支援・子育て支援を図ります。

◆実施日・運営時間

下記の時間中、保護者の就労時間に合わせて利用することができます。

実施日	運営時間	備考
授業がある日 (月曜日から金曜日)	14:00～18:30	学校が終わってからクラブで過ごします。
長期休業日、学校行事振替日 (月曜日から金曜日)	8:00～18:30	お弁当が必要です。
土曜日	8:00～18:00	お弁当が必要です。

※8:00～8:30の間は、シルバー人材センターの職員が見守りを行うクラブがあります。

就労支援のための放課後児童クラブです。

ご家族のどなたかがお休みのときは家庭保育をしていただき、お子様と一緒に時間を過ごしてください。

冠婚葬祭やイベント等への参加、きょうだいの学校行事などに参加される際は、ファミリー・サポートなどのサービスをご利用ください。

◆休業日

- ・日曜日
 - ・祝日（国民の祝日に関する法律 第3条に規定する休日）
 - ・お盆（8月13日から8月16日まで）、年末年始（12月29日から1月4日まで）
- ※その他、特別な理由でクラブを閉所するときや、運営時間を変更する場合があります。

2. 対象児童について

◆対象児童

小学校に就学している市内に住民票のある児童。
新一年生の児童も、4月1日から利用が可能です。

◆要件

一緒に住まいの保護者の皆様が以下のいずれかに該当する場合。

① 就労していること

…1年生の児童の保護者

1週間のうち4日以上かつ1日につき6時間程度、概ね午後3時まで

2年生以上の児童の保護者

1週間のうち4日以上かつ1日につき6時間程度、概ね午後4時まで

※保育の必要性が高い児童から入会決定します。特別な事情のある方はご相談ください。

※長期休業中の入会については、上記の時間要件を概ね午後1時までに緩和します。

ただし、定員を超過せず、クラブ運営に支障のない範囲での受け入れとなります。

※就労時間が短い場合は、優先順位が下がります。

②大学・専門学校等へ就学していること

③長期にわたり疾病や障害のある親族を介護していること

④疾病等による療養中や、心身に障害があること

⑤産前産後期間（出産予定月及びその月の前後1か月ずつ）であること

★ 同一住所地及び同一敷地内の別の建物にお住まいの方は同居をしているものとみなします。

上記の条件に該当していても、入会希望者が多数いる場合や、保護者負担金を滞納している等の場合は、審査・入会ができないことがあります。

3. 保護者負担金等について

種別	金額	納付先	納付方法
保護者負担金	月額 2,000円 (8月は3,000円)	市役所	原則、口座振替で納付
教材費	月額 2,000円	クラブ	現金（集金袋使用）
傷害保険料	年額 800円	市役所	納付書

保護者負担金・教材費は、利用日数に関わらず発生します。日割りはおこないません。(春休み、夏休み、冬休みを2か月にまたがり利用される場合、それぞれ2か月分が必要です。)

◆保護者負担金について

クラブ運営（支援員の人事費、児童クラブの維持管理・施設整備費等）に使用しています。在籍期間中は保護者負担金が必要です。児童が1か月にわたりお休み（児童が入院する場合を除く）した場合や、月途中の入退会についても、在籍があれば1か月分の負担金が必要です。

口座振替による納付	手続き	「三原市料金等口座振替依頼書」に記入・押印し、提出してください。 提出場所 子育て支援課、市指定金融機関（※）
	振替機関	中国銀行、広島銀行、もみじ銀行、三原農業協同組合、広島中央農業協同組合、しまなみ信用金庫、吳信用金庫、広島信用金庫、中国労働金庫、広島県信用組合、両備信用組合、ゆうちょ銀行
	開始月	依頼書を提出後、1～2か月後に振替が開始されます。 振替開始月に「口座振替納付通知書」を送付します。 ※振替が開始されるまでの負担金は、納付書で納付してください。
	振替日	毎月の末日（12月のみ25日。休業日の場合は、翌営業日に振り替えます。） ※残高が不足しているときは振替ができません。再振替はできませんので、後日送付する督促状を使用して納付してください。

※現在口座振替を利用している方は、継続して振替します。退会された方でも、以前の口座から振り替えることができます。ゆうちょ銀行は、直接金融機関にて手続きしてください。

納付書による納付	送付	入会決定の翌月20日頃に全月分をまとめて送付します。 ※年度途中から口座振替を開始された方は、「口座振替納付通知書」に記載している月の納付書は破棄してください。
	納付	市役所／市指定金融機関

保護者負担金の減免について（申請は4月1日から受け付けます。申請は毎年必要です。）

申請によって負担金を減額・免除することができます。申請月から審査の対象となります。
遡っての適用・申請はできません。 納付が困難な場合は、児童手当から差し引くことができますので、ご相談ください。

対象となる方

- ① 生活保護法による保護を受けている世帯
- ② 当該年度の市民税非課税世帯
- ③ 1か月にわたりて入院などの理由により児童クラブをお休みする児童の保護者

※②の方は決定が6月になります。4・5月分は納付してください。決定後に還付します。

◆教材費について ※教材費の減免はありません

絵本などの教材、消耗品、おやつの購入に使用しています。利用日数に関わらず、在籍期間中は教材費が必要です。日割りは行いませんが、1日も利用がない月は全額返金します。支援員が毎月集計し、学期ごとに保護者の方に監査をお願いしています。

納付の際は、ひとり降会の場合でも、クラブにて必ず保護者の方が支援員に手渡ししてください。お子様が現金を持ち、トラブルに巻き込まれないようにするためです。

・納付について

4月分は事前訪問時に集金します。（年度当初新規入会の方）

5月以降は、利用する月の前月25日までに、集金袋でクラブへ直接納付してください。

◆傷害保険料：公益財団法人スポーツ安全協会「スポーツ安全保険」

全員保険加入が原則で、利用辞退・退会による掛金の返還はありません。

【公益財団法人スポーツ安全協会ホームページ】 <http://www.sportsanzen.org>

・補償対象 **補償期間：令和4年度中（年度途中入会の方は手続きが完了したときから）**

活動中及びクラブへの往復中のけがや事故に適用されますが、お子様の故意による物損については対象外です。実費で修理費用等を保護者に負担いただきます。

※放課後子ども教室で「スポーツ安全保険」に加入されている方は、加入は不要です。

・納付方法

決定通知書と合わせて保険料の納付書を送付します。

納付が確認できない場合は、納付の確認ができるまでクラブへ出席することができません。

4. 緊急・災害時などの運営について

今年度から気象情報発令時の運営が変わります。気象情報が警報のみの時、クラブは開所を行いますが、必ず保護者の送迎が必要となります。児童のみの登降会は絶対にできません。もし、児童のみでの登降会が確認された場合は運用を見直すこととなります。

お子様の安全のためにもご協力をお願い致します。

なお、緊急時には保護者への個別連絡ができない場合があります。三原市メール配信システムに登録をいただくなど、警報発令や避難情報発令を確認してください。

→登録方法 (<http://www.city.mihara.hiroshima.jp/soshiki/19/haisintouroku.html>)

◆気象情報が発令された場合・学校閉鎖等になった場合

ケース	放課後児童クラブの対応
学校課業日・土曜日・長期休業日の朝6時の段階で避難情報（警戒レベル3以上）が発令された地域にあるクラブ	○休所としますが、開所時間までに解除されたら開所時間（8：00または14：00）から開所します。 ○開所時間中に解除された場合は、解除された時点から開所します。 ○避難情報が解除されたら開所となりますが、警報が発令されている場合は必ず保護者の送迎でクラブの登降会を行ってください。
学校課業日・土曜日・長期休業日の開所時間以降に避難情報（警戒レベル3以上）が発令された地域にあるクラブ	○発令時点で閉所します。保護者による速やかなお迎えをお願いします。 ○開所時間中に解除された場合は、解除された時点から開所します。 ○避難情報が解除されたら開所となりますが、警報が発令されている場合は必ず保護者の送迎でクラブの登降会を行ってください。
小学校登校後に警報が発令され、緊急集団下校となった場合	○開所時間からクラブを開所します。クラブ開所までは学校で過ごします。 ○警報が発令されている場合は早めのお迎えをお願いします。
インフルエンザなどで、学年・学級閉鎖となった場合	学年・学級閉鎖の期間中（授業カットを含む）、当該学年・学級の児童は健康であっても登会できません。 在籍する児童のきょうだいが学年・学級閉鎖になった場合も、感染症の蔓延を防ぐため、できるだけ家庭での保育にご協力ください。

※警報が発令されて児童が登会している場合は、早めのお迎えをお願いします。

※送迎は、保護者の責任において行ってください。

※警報の種類は各小学校の休校の規定に準じます。

◆その他、Jアラート等による緊急情報が発信された場合

学校の警報発令・対応に準じてクラブを開所します。（学校長の判断により臨時休校や登下校の変更を行う場合があります。）

深夜・早朝など、学校始業前に緊急情報が発信され自宅待機となった場合、児童クラブは緊急情報が解除され、安全が確認できてから開所します。

◆地震が発生した場合

授業がある日（月曜日から金曜日）

	ケース	放課後児童クラブの対応
震度5弱以上の地震	17時から翌日8時までに発生した場合	当日・翌日は休所します。
	小学校登校後に発生した場合	休所します。 ※保護者が迎えに来るまで、学校で待機します。
	児童クラブ登会後に発生した場合 (※1)	地震が発生した時点で運営を中止します。 ※余震や周囲の状況を確認のうえ、支援員が児童を引率し、避難場所へ移動します。
震度4以下の地震	小学校登校後に発生し、緊急集団下校となった場合	13時30分からクラブを開所します。13時30分までは学校で過ごします。
	児童クラブ登会後に発生した場合 (※2)	運営を継続します。

（※2）周囲の状況によっては（※1）の対応をとる場合があります。

土曜日・長期休業日・振替休日

	ケース	放課後児童クラブの対応
震度5弱以上の地震	運営時間前（前日の17時から当日の8時までを含む）に発生した場合	休所します。
	児童クラブ登会後に発生した場合	（※1）の対応と同じです。
震度4以下の地震	運営時間前（前日の17時から当日の8時までを含む）に発生した場合	8時からクラブを開所します。
	児童クラブ登会後に発生した場合	（※2）の対応と同じです。

5. 保護者の妊娠出産時について

分娩予定月を基準として出産予定月及び前後1か月の3か月間児童クラブを利用できます。
(分娩予定日が6月15日の場合 ⇒ 5月1日から7月31日まで)

既入会児童の保護者で、見守り可能な期間以降に育児休業を取得される場合は一旦退会し、復職の際、改めて申請してください。※申し立てにより、引き続きクラブを利用できる場合があります。

必要な物 母子手帳・印鑑 申請窓口 子育て支援課

6. 児童が病気のとき（長期休業中の取り扱い）

長期休業中に感染症にかかった場合には、治癒証明書もしくは、治癒したことがわかる証明書（診断書や医師の意見書など）をクラブに提出してから登会してください。

証明書類発行にかかる料金は自己負担です。その他の感染症でも、医師の診断を受け、適切な時期に登会してください。病気のときは、三原市病児保育室をご利用ください。

★三原市病児保育室（有料）【対象年齢は小学校6年生まで】

児童保育課（0848-67-6042）での事前登録が必要です。

【長期休業中に医師の治癒証明書等が必要な感染症】

はしか、インフルエンザ、風しん、水ぼうそう、おたふくかぜ、結核、ブル熱、百日咳、手足口病

7. 新型コロナウィルス感染症への対応について

- ・クラブ利用時は感染防止のため、マスクの着用をお願いします。
- ・登会前に必ず検温し、軽い風邪症状でも医療機関へ相談してください。
- ・新型コロナウィルス感染症に感染した利用児童については、保健所が指定する期間、利用停止となります。
- ・利用児童や職員が新型コロナウィルス感染症に感染した場合は、感染拡大防止のため、当該放課後児童クラブは臨時休所となります。休所期間は、保健所による濃厚接触者の範囲の特定や検査に必要な日数・範囲となります。
- ・利用児童が感染者の濃厚接触者と特定された場合には、保健所の指示する期間、自宅待機となります。
- ・保健所より濃厚接触者と判断された利用児童は、クラブにご連絡ください。
- ・保護者が新型コロナウィルス感染症に感染した場合や濃厚接触者と判断された場合も利用児童が濃厚接触者となる可能性が高いため、クラブにご連絡ください。

8. 児童の登会、帰宅について

保護者の送迎による登会帰宅方法と、児童のみでの登会帰宅方法を選択できます。ただし、学校の指示や、気象警報・避難準備情報発令時及び地震発生時等には、保護者の送迎をお願いします。登会、帰宅は、保護者の責任において行ってください。

◆注意事項◆

- ・児童のみで帰宅する場合は、3月から10月までは17時、11月から2月までは16時30分に送り出します。
- ・登会、帰宅方法は、必ずお子様と確認してください。変更のある場合は、電話や生活ノートで事前にお知らせください。ただし、当日の変更はできません。
- ・安全指導（寄り道をしない、不審者に注意する等）や通学路の確認をお願いします。
- ・土曜日、長期休業日、学校行事振替日等の児童クラブの開所時間は8時から18時です。児童の安全確保のため、時間内の利用を厳守してください。
- ・児童が開所前にひとりで待機することがないようにしてください。

9. 家庭状況等の変更について

【届出が必要な変更】

- | | |
|-------------------|---------------------|
| ・氏名、住所、電話番号、勤務先変更 | ・母の妊娠、出産 |
| ・保護者の婚姻や離婚、死亡 | ・市内転居によって小学校を転校する場合 |
- ※転校先でクラブの利用をする場合は申し出が必要です。

すぐにご案内できない場合があります。

10. 退会について

◆提出物

市の決定した期間より前に退会を希望する場合は、「放課後児童クラブ入会登録抹消申出書（退会届）」の提出が必要です。書類は子育て支援課、各支所地域振興課、各児童クラブに準備しています。利用決定最終月と同一月内に退会される場合には必要ありません。

例) 夏休み入会で、入会登録が8月31日までとなっている方が8月で利用を止める場合

★退会届提出日から遡っての提出・適用はできません。

★保護者の就労時間の変更等で、対象児童の要件を満たさなくなった場合は、利用を継続することができません。速やかに退会届を提出してください。

★会社の倒産など自己都合以外で就労が出来なくなった場合には、クラブの利用を継続できることあります。ご相談ください。

◆保護者負担金の取扱い

届出日を基準として保護者負担金の徴収を中止するため、書類の提出がなければ、クラブを利用しないなくても負担金が発生します。

日付を遡っての退会はできません。利用を中止する場合や退職などにより利用要件に該当しなくなった場合は速やかに退会届を提出してください。

11. 申込みから入会まで

◆放課後児童クラブは、年度ごとに申請が必要です

◆令和4年4月からの入会を希望する場合（4月1日（金）から5日（火）までの春休み期間を含む）

受付期間 令和3年12月1日（水）～12月20日（月） 厳守

※受付期間後の申請は、5月以降の入会審査対象となります。

受付場所 子育て支援課、各支所、在籍している保育所・こども園・児童クラブ

◆5月以降の入会を希望する場合

受付期間 入会希望月の前々月11日前後から入会希望月の前月10日まで

※10日が閑庁日の場合は、その直前の閑庁日が締め切り

長期休業の受付期間

●夏休み（7月21日又は8月1日から8月31日まで）入会

受付期間⇒5月11日（水）から6月10日（金）まで

●冬休み（12月24日から翌年1月6日まで）入会

受付期間⇒10月11日（火）から11月10日（木）まで

●春休み入会（令和5年3月26日から3月31日まで）

受付期間⇒令和5年1月11日（水）から2月10日（金）まで

まとめての申請はできません。必要書類をそろえてその都度申請してください。

受付場所 子育て支援課、各支所

注意事項

★決定は先着順ではありません。

★入会希望者が多数の場合は入会できないことがあります。

★放課後児童クラブ負担金に滞納がある場合は、完納するまで審査しません。

★入会を辞退する場合は、必ずご連絡ください。辞退申し出なくクラブをご利用されない場合、入会を決定した月から保護者負担金が発生します。

★年度内に再入会する場合もその都度申請書・証明書が必要です。

★小学校での受付はできません。

【利用待機となった方】

一度申請書を提出していただくと、利用申請期間中は毎月審査を行いますので、再度申請する必要はありません。（長期休業希望者は、再度審査はしません）

入会が可能になれば、入会可能月の前月の20日頃に郵送で通知します。

12. 申込み時の提出書類

◆申請に関する書類は市指定の様式を使用

《1》令和4年度三原市放課後児童クラブ入会登録申請書（児童につき1部）

《2》保育を必要とする状況を証明する書類（家庭につき1部）

最年少のお子様の申請書に添付し、年長のお子様の申請書に「〇〇、（〇〇には名前を記入）に添付」とご記入ください。

就労	会社員・就労予定の方	・雇用（予定）証明書（別紙様式1）
	自営・農業 等	・就労（就学）状況申告書（別紙様式2） ※親族・本人が経営主、代表者の場合はこちらの様式を使用
	採用試験を控えている方	・申立書（別紙様式5） ・採用の募集要項（就労形態等がわかるもの）の写し
就学	就学中の方	・就労（就学）状況申告書（別紙様式2） ・学生証の写しまたは在学証明書
	就学予定の方	・申立書（別紙様式5） ・合格通知書または学生証の写し、在学証明書
介護、看護等 (親族を介護する場合)	・介護（看護）状況申告書（別紙様式3） ・医師の診断書（別紙様式4）又は障害者手帳等の写し	
	疾病、障害等 (本人に介護が必要な場合)	・申立書（別紙様式5） ・医師の診断書（別紙様式4）又は障害者手帳等の写し
妊娠・出産	・申立書（別紙様式5）	
	・母子手帳の写し（表紙・分娩予定日の分かるページ）	

注意点

★5歳未満の同居している祖父母も証明書の提出が必要です。（別世帯でも必要です）

★父母の住民票が三原にある場合は、単身赴任でも各種証明書を提出してください。

★各種証明書は、申請する直近（3ヶ月以内）の日付で証明を受けてください。

★雇用証明書と相違する時間帯でのクラブ利用が顕著な場合には、就労先に内容の確認や、証明書や就労の証明ができる書類の提出を依頼する場合などがあります。

◆支援が必要な児童について

支援が必要な児童については、入会登録申請書の「児童の状況について」に必要事項を記入のうえ、申請時に子育て支援課にご相談ください。

お子様を集団の中で安全に見守るため、できる限り詳細に記入してください。就学前利用施設、学校、包括支援センター等と連携して対応します。

※各種手帳を所有している場合は、手帳の写しを添付してください。

13. 審査基準による優先順位について

入会希望者がクラブの定員を超える場合は、以下の事項に該当する児童を優先します。

- ★年齢の低い児童
- ★障害者手帳を持つ児童や、支援の必要な児童
- ★保護者の勤務時間、日数の長い児童
- ★同居する祖父母や近所に親族がない児童
- ★保護者がひとり親の児童
- ★保護者が居宅外就労の児童

定員超過となった場合、より優先順位の高いお子様からご案内するため、継続入会できないことがあります。その場合、受け入れ可能な状況になるまでお待ちいただきます。

また、放課後児童クラブ負担金に滞納がある方は、完納されるまで審査しません。

14. 児童クラブご利用に関するお願い

特に守って頂きたい以下の点について、保護者のご理解とご協力をお願いします。

・利用時間について

登会・降会については、時間を十分厳守し、時間内のご利用にご協力ください。

・適正利用について

就労支援の施設ですので、お仕事がお休みの時には利用できません。

冠婚葬祭やイベント、ごきょうだいの学校行事等への参加する際は、ファミリー・サポートなどのサービスをご利用ください。

・宿題について

宿題の実施状況の確認は行いません。

★重要 薬について

クラブでの与薬は、処方箋のあるお薬のみ可能です。

与薬は時間を調整するなど、できるだけ家庭での対応をお願いしていますが、クラブでの与薬が必要な場合は依頼書を提出してください。

消毒液・絆創膏・シップ・冷却ジェルシートなどを常備し、活動中のケガや発熱の際に使用することがあります。

これまでに、市販の薬剤を使用し、アレルギーや肌荒れなどの諸症状を引き起こしたことがある場合は、必ず申し出てください。

・服装・持ち物について

原則として禁止される服・靴・装飾品	禁止とされる理由
タンクトップなどの袖のない服 (ノースリーブ)	脇部分に布がないと、汗を十分に吸うことができません。 また、肩が冷房などで過剰に冷える可能性があり、体温調節が難しくなります。
華美な装飾のついた服 (チェーンなど)	装飾品が活動中に引っかかり、服が破れたり、怪我の原因となってしまう可能性があります。
丈の短い服など、お子様の肌が過度に露出する服	特に、女のお子さんについては、過度にスカートが短いと、下着が見えてしまうことがあります。 できるだけクラブでの着用は避けてください。 トラブルを防ぐためにも、スカートを着用する際には可能な範囲で、スパッツを履くなどの対策をお願いします。
サンダル (クロックスを含む)	転倒しやすくなります。 露出している部分を怪我してしまうことがあります。 また、緊急の際走って逃げることが難しくなりますので、原則としてスニーカーなどの運動靴の着用をお願いします。 なお、怪我などで通常の運動靴を履くことができない場合や、身体的事情から運動靴を履くことが適当ないと認められる場合はこの限りではありません。
ネックレス・イヤリングなどのアクセサリーや髪飾り（装飾品）	装飾品が引っかかって怪我をする恐れがあります。 過去、市内のクラブで、児童の髪につけていたリボンがほどけ、そのリボンを使って児童Aが児童Bの首を絞めという出来事がありました。 また、カードや漫画本と同じくトラブルの原因となります。着用・装飾だけでなく、持ち込みもご遠慮ください。
ネイルカラー（マニキュア）や口紅・グロスなどの化粧品・香水	肌や爪など、体に直接付着する化粧品や香水などは持ち込まないでください。 お子様によってはアレルギーを発症することもあります。 また、マニキュアを塗っているとプールの利用ができない学校もあります。

15. よくあるご質問

- Q. 本社が市外にあり、雇用証明書の取り寄せが間に合いません。
- A. 期限までに申請書だけを提出し、雇用証明書は取り寄せができ次第、提出してください。
雇用証明書の提出がなければ審査ができませんので、提出が遅くなると入会できない可能性もあることをご了承ください。会社には余裕を持って証明書の依頼をしてください。
- Q. 保護者の就職活動での利用はできますか？
- A. 就職活動での利用は原則としてできません。
ただし、就職活動の理由が自己都合でない場合（会社の倒産など）については、この限りではありません。
- Q. 夏休み利用希望で申込みましたが、7月だけ利用しません。保護者負担金はどうなりますか？
- A. 市が利用決定した期間中（在籍期間中）は保護者負担金が発生しますので、利用しなくても支払いが必要です（月に1日も利用がなければ教材費は返金します）。
- 利用を辞退される場合は必ず児童クラブ・子育て支援課の両方にご連絡ください。
- Q. 就職活動をしており、当月23日に決定の内示、翌月1日から就労開始というスケジュールの場合、翌月1日から入会したいのですが、どのようにすればよいですか？
- A. 締切日までに申請書、会社の募集要項（就労形態や試験日がわかるもの）、申立書を提出してください。内定次第、就労決定通知書を、その後に雇用証明書を提出してください。
※就労内容が確認できなければ審査及び入会決定はできません。
- 手続きに数日要するため、入会決定後すぐに出席できるとは限りません。また、必ず入会できるとも限りません。
- Q. お迎えが間に合わないのですが、支援してもらえる制度はありますか？
- A. 三原市では市民による有償ボランティア、「ファミリー・サポート・センター」の利用をおすすめしています。ただし、会員の都合によりご希望に沿えない場合もあります。
詳細は、事務局の子育て支援課までご相談ください（事前登録が必要です。）。

16. 児童クラブに関するご質問やご意見へのお問い合わせ先

三原市 保健福祉部 子育て支援課 （市役所 1階7番窓口）
〒723-8601 広島県三原市港町3丁目5番1号
電話 0848-67-6045 FAX 0848-64-2130
E-mail kosodate@city.mihara.hiroshima.jp

三原市の子育て情報を発信中！

Will be useful to you...



Search... みはら子育てねっと 

三原市子育て支援課

〒723-8601
三原市港町3丁目5番1号 本庁舎1F7 番窓口
Tel:0848-67-6045